

# ヘルパーステーションさくらの里 利用料金表

令和 3年 4月

地域加算7等級 1単位×10.21円

【生活支援について】		単位数	介護報酬	利用料(介護保険負担割合証1割の方)
生活援助2・Ⅱ	20分以上45分未満	201	¥2,052	¥205
生活援助3・Ⅱ	45分以上(60分が目安)	248	¥2,532	¥253
【身体介護について】		単位数	介護報酬	利用料(介護保険負担割合証1割の方)
身体介護1・Ⅱ	20分以上30分未満	275	¥2,808	¥281
身体介護2・Ⅱ	30分以上60分未満	436	¥4,452	¥445
身体介護3・Ⅱ	60分以上90分未満	637	¥6,504	¥650
【身体介護に引き続く生活援助について】		単位数	介護報酬	利用料(介護保険負担割合証1割の方)
身体1生活1・Ⅱ	身体20分以上30分未満+生活20分超程度 50分程度	349	¥3,563	¥356
身体1生活2・Ⅱ	身体20分以上30分未満+生活45分超程度 70分程度	422	¥4,309	¥431
身体1生活3・Ⅱ	身体20分以上30分未満+生活70分超程度 95分程度	496	¥5,064	¥506
身体2生活1・Ⅱ	身体30分以上60分未満+生活20分超程度 80分程度	509	¥5,197	¥520
身体2生活2・Ⅱ	身体30分以上60分未満+生活45分超程度 105分程度	583	¥5,952	¥595
身体2生活3・Ⅱ	身体30分以上60分未満+生活70分超程度 120分程度	657	¥6,708	¥671

- ☆ サービス利用料金は介護保険法令に定める介護給付費(介護報酬)に準拠した金額になっています。
- ☆ 上表は訪問介護員1人による場合の料金です。訪問介護員2人の場合は上記の金額の倍額の料金になります。
- ☆ 介護保険負担割合証の割合により 1割～3割の利用料金になります。
- ☆ 通常の間時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯にサービスを利用される場合は次の割合で割増料金が加算されます。

\* 早朝(午前6時～午前8時):25% \* 夜間(午後6時～午後10時):25% \* 深夜(午後10時～午前6時)50%

## 【介護予防・日常生活支援総合事業】 要支援1・2・事業対象者

【介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス】		単位数	介護報酬	利用料(介護保険負担割合証1割の方)
訪問型サービスⅠ	週1回利用月額	1176	¥12,007	¥1,201
訪問型サービスⅡ	週2回利用月額	2349	¥23,983	¥2,398
訪問型サービスⅢ	週3回利用月額	3727	¥38,053	¥3,805

## 【生活援助サービス】 要支援1・2・事業対象者・・・45分程度

生活援助サービス	①週1回程度月5回まで ②週2回程度月10回まで	211	¥2,154	¥215
----------	-----------------------------	-----	--------	------

## 加算項目等

初回加算	200円/月(利用者負担額(生活援助サービスは加算なし))		初回時のサービス提供責任者の訪問もしくは同行した場合に算定
介護職員処遇改善加算	加算(Ⅰ)	ひと月に算定する単位数×137/1000	介護職員の賃金の改善を行っている場合、月の所定単位数に応じ加算
介護職員等特定処遇改善加算	加算(Ⅰ)	ひと月に算定する単位数×63/1000	介護職員の賃金の改善を行っている場合 月の所定単位数に応じ加算(生活援助サービスは加算なし)
緊急時加算	100円/回(利用者負担額)		介護支援専門員からの緊急要請時に対応した場合に算定
特定事業所加算	加算(Ⅱ)	ひと月に算定する単位数の10%	体制要件と人材要件の基準に適合。月の所定単位数に応じ加算(料金表は加算後を表示)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合 変更された額に応じて利用料が変更になります。

★★★介護保険法により、当事業所と同一敷地内に所在する建物(ケアハウスさくらの里、

及び有料老人ホームさくらの里)入居者は **10%減算(減額)**になります。★★★

